

半田市地域振興券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍の影響を受け、疲弊した市内経済をしっかりと回し、市民全員でまちの活気を取り戻すため、市民一人当たり2万円分の地域振興券を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域振興券 前条の目的を達成するために、半田市が発行する文書をいう。

(2) 基準日 令和3年9月1日(以下「基準日」という。)

なお、基準日は、基準日の終了時点の状況をもって判断するものとし、住民基本台帳は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく届出期間内に届出されたものを反映する。

(3) 交付対象者 次に掲げる者をいう。

- ① 基準日において、半田市の住民基本台帳に記載されている者
- ② 基準日において、住民基本台帳に記載は無いが、基準日以前に発生した、DV、虐待又はネグレクトを理由に半田市に避難しており、諸事情により基準日までに半田市の住民基本台帳に記載することができない特例交付対象者

(4) 特定取引 地域振興券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式商標その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

(5) 特定事業者 市内において、特定取引を行い、受け取った地域振興券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(6) 取次金融機関 特定事業者から換金の申出のあった地域振興券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

(地域振興券の発行)

第3条 市長は、この要綱に定めるところにより地域振興券を発行する。

2 地域振興券の名称は、半田市地域振興券とする。

3 交付対象者に交付する地域振興券の券面金額の合計額は、2万円分(1,000円券6枚綴り、500円券28枚綴りを1組)とする。

(地域振興券の交付)

第4条 市長は、基準日における交付対象者の世帯主へ郵送で地域振興券を交付する。

2 前項にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、別に定

める方法により交付する。

(地域振興券の再発行の不実施)

第5条 前条により交付した地域振興券は、紛失、盗難その他いかなる理由であっても再発行をしないものとする。

(地域振興券の使用範囲)

第6条 地域振興券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 地域振興券の使用期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日までの間とする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、使用期間を延長する場合がある。

3 特定取引に使用された地域振興券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 地域振興券は、交換、譲渡及び売買を行うことはできない。

5 地域振興券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 地域振興券は、次に掲げるものの支払いのために使用することはできない。

(1) たばこ

(2) 不動産や金融商品等明らかな資産形成と考えられるもの

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和32年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

(5) 国や地方公共団体に対する債務(公共の施設を含む。)

(特定事業者の登録等)

第7条 特定事業者として登録できる者は、市内に店舗又は事業所等を有している事業者とする。

2 市は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し、応募した特定事業者を登録の上、当該特定事業者に登録証明書を交付する。

3 第1項に掲げる者のうち、次のいずれかに該当する業務を行う者は、特定事業者の対象から除外する。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

(2) 特定の宗教又は政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者

(3) 半田市暴力団排除条例(平成23年半田市条例第19号)に規定する暴力

団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
(特定事業者の責務)

第8条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において、地域振興券の受取りを拒んではならない。
- (2) 地域振興券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (3) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 前条第2項の募集要項及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、特定事業者が虚偽により登録を受けた場合又は前項に定める事項に反する行為を行った場合は、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(地域振興券の換金手続き)

第9条 市は、特定取引において地域振興券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面記載の金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市が別に定める取次金融機関に、第7条第2項の規定により交付を受けた登録証明書を提示するとともに、令和4年3月31日までの特定取引において受け取った地域振興券を提出し、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替方法による。口座振替は、市が別に指定する日において、取次金融機関が取次の申出を受けた地域振興券について行う。

4 特定事業者は、取次金融機関に対し、令和4年4月28日までに地域振興券の換金を申し出なければならない。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、換金期限を延長する場合がある。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。